社会福祉法人　函 館 仁 愛 会

役員等報酬等規程

（目的）

第１条　本規程は、社会福祉法人函館仁愛会（以下、「法人」という。）の理事および監事（以下、「役員」という。）、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

（理事会、評議員会および評議員選任・解任委員会の出席報酬等）

第２条　役員が理事会に出席したときは、別表１により報酬等を支払うことができる。

２　評議員が評議員会に出席したときは、別表１により報酬等を支払うことができる。

３　評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表１により報酬等を支払うことができる。

４　前各項の規定にかかわらず、常勤役員および法人の職員の身分がある者については報酬等を支払わないものとする。

（役員および評議員の勤務報酬等）

第３条　理事長が理事会以外の日において、法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

２　理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

３　評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

４　監事が理事会および評議員会以外の日において、法人および施設の指導監査への立会および運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

５　前各項の規定にかかわらず、常勤役員および法人の職員の身分がある者については報酬を支払わないものとする。

（評議員の報酬等の総額）

第４条　全評議員の報酬等総額は、定款第８条で定める範囲内とする

（常勤役員の報酬等）

第５条　常勤役員の報酬等については、別表３に定める額とする。

（報酬等の支給方法等）

第６条　報酬等については、毎月末日に締め切り、翌月２５日（２５日が銀行の休業日の場合は前日）に支給する。

（常勤役員の報酬等の額の日割計算）

第７条　新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤役員が退任し、または解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

（出張旅費）

第８条　役員および評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表４により旅費等を支給することができる。

２　出張日数は、用務日数、出張地、交通機関等の状況により決定する。

３　出張の性格上、あるいは用務地等の状況、又は、急を要する出張で航空機を使用するときは、必要に応じて航空機使用を指定し、これに要する料金を支給する。

４　出張が会議への出席、研修会、講習会への参加の出張で、宿泊場所が予め指定された場合、指定された夜の宿泊料は主催者から示された料金により支給する。

５　出張の性格上、あるいは用務地等の状況により、必要に応じて車賃を支給する。

６　業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。但し、実情を考慮し増額することができる。

７　札幌市、東京都等６大都市に出張のときは、日当及び宿泊料の３割まで増額することができる。

附　則

１　この規程は、平成２９年４月１日より適用する。但し、第２条第３項及び第４項については、平成２９年１月１９日より適用する。

２　この規程は、令和元年６月１４日より適用する。

３　この規程は、令和２年６月１９日より適用する。

別表１

名　　称	報　酬
理事会出席報酬等	出勤1日につき ５０，０００円
評議員会出席報酬等	
評議員選任・解任委員会出席報酬等	

別表２

名　　称	報　酬
役員および評議員業務報酬等	出勤1日につき ５０，０００円

別表３

役職名	報酬の額
理事長	月額１００万円以内とし、理事会で定めた額
理事	月額５０万円以内とし、理事会で定めた額

別表４

鉄道運賃等及び料金	日　当	宿泊料
グリーン料金	２，５００円	１５，０００円